

食 品 安 全 委 員 会 第 86 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 17 年 3 月 17 日 (木) 13:58 ~ 14:37

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 3 品目

鶏の産卵低下症候群 - 1976 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン (オイルボックス E D S - 76、E D S - 76 オイルワクチン - C 及び日生研 E D S 不活化オイルワクチン)

ドラメクチンを有効成分とする製造用原体 (ドラメクチン) 並びに牛及び豚の注射剤 (デクトマックス)

フロルフエニコールを有効成分とする牛の注射剤 (フロロコール 200 注射液) 及び豚の注射剤 (フロロコール 100 注射液)

(農林水産省からの説明)

・農薬 ピリダリル

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・添加物「香料 3 品目」に関する食品健康影響評価について

2,3,5 - トリメチルピラジン

アミルアルコール

イソアミルアルコール

・遺伝子組換え食品等 2 品目に関する食品健康影響評価について

除草剤グリホサート耐性ワタ M O N 88913 系統

除草剤グリホサート耐性ワタ M O N 88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種

(3) その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 中垣基準審査課長

農林水産省 境薬事・飼料安全室長

（事務局）

齊藤事務局長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官

5．配付資料

資料１－１ 食品健康影響評価について

資料１－２ 再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

資料１－３ 「ピリダリル」の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の

規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料２－１ 2,3,5 - トリメチルピラジンに係る食品健康影響評価について

資料２－２ アミルアルコールに係る食品健康影響評価について

資料２－３ イソアミルアルコールに係る食品健康影響評価について

資料２－４ 食品健康影響評価の結果について

6．議事内容

○寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 86 回の会合を開催いたします。

本日は、6 名の委員が出席でございます。また、厚生労働省から中垣基準審査課長、農林水産省から境薬事・飼料安全室長に出席をお願いしております。

お手元の資料の確認をお願いします。

資料１－１が「食品健康影響評価について」。

資料１－２が「再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要」。

資料１－３が『「ピリダリル」の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について』。

資料２－１が「2,3,5 - トリメチルピラジンに係る食品健康影響評価について」。

資料２－２が「アミルアルコールに係る食品健康影響評価について」。

資料 2 - 3 が「イソアミルアルコールに係る食品健康影響評価について」。

資料 2 - 4 が「食品健康影響評価の結果について」であります。

お手元でございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明についてであります。

資料 1 - 1 にありますとおり、3 月 11 日付けで農林水産大臣から動物用医薬品 3 品目について、3 月 15 日付けで厚生労働大臣から農薬ピリダリルについて食品健康影響評価の要請がありました。

初めに、動物用医薬品 3 品目につきまして、説明をお願いいたします。

農林水産省の境薬事・飼料安全室長よりお願いいたします。

○境薬事・飼料安全室長 御説明させていただきます。

資料 1 - 1 の 2 枚目でございますように、3 月 11 日付けで食品健康影響評価をお願いするものであります。薬事法の第 14 条の 4 の規定に基づきます動物医薬品の再審査が終了いたしましたので（１）から（３）の 3 つの案件につきまして、御意見、評価をしていただくというものでございます。

資料 1 - 2 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず「概要」がございますけれども、まず最初の案件が、鶏の産卵低下症候群 - 1976。括弧は E S D になっておりますけれども、E D S の間違いでございまして、Egg Drop Syndrome⁷⁶ というものでございます。その油性アジュバント加不活化ワクチンでございまして、3 製剤ございまして、 がオイルボックス E D S - 76、 が E D S - 76 オイルワクチン - C、 が日生研 E D S 不活化オイルワクチンというものであります。

主成分は、不活化しました産卵低下症候群 - 1976 ウイルスでございます。

用法、用量にございますように、5 週で 35 日、または 50 日齢以上の鶏の頸部皮下または脚部筋肉内に注射をするものでありまして、効能、効果は E D S - 76 の予防ということになっております。

これらにつきまして、まず①と②につきましては、6 年間の再審査期間中鶏に対する有効性及び安全性につきましては、特に問題はなかったという報告でございます。

また③は、いわゆる新薬ソロというものでございまして、先発品目に合せて再審査期間を切るわけですけれども、期間がわずか 1 ヶ月しかなかったということで、現実にはその期間に販売されませんで、データが取れなかったわけですけれども、その後の調査におきまして 2 農場で調査しておりまして、特に問題はないという結果が得られております。

こういった結果を踏まえまして、薬事・食品衛生審議会の動物用医薬品再評価調査会、それからその上の組織でございます動物用医薬品等部会、いずれにおきましても問題はないという結論が得られております。

本委員会におきましては、不活化ワクチンのうち過去に評価を受けたアジュバント等の添加剤であれば、特に再度意見を聞く必要はないという御意見をちょうだいしております。ただ、この3製剤につきましては、まず①でございますけれども、アジュバントは軽質流動パラフィンということで既に評価を受けておりますけれども、乳化剤等といたしまして、セスキオレイン酸ソルビタンというものが添加されておりますので、これについての評価をお願いすることになるかというふうに考えております。

②につきましては、アジュバントは同じく軽質流動パラフィンでございますけれども、乳化剤等としましてソルビタンセスキオエートという、先ほどのものとは名前は違いますが同じものでございまして、それが入っておるということでございます。

③の方でございますが、これも流動パラフィンの化合物に代謝性オイルを混合したものがアジュバントとして使用されておまして、これが初めてということでございます。

こういったものについて評価をお願いすることになります。

これら休薬期間は34週から40週間の休薬期間が設定されております。

次に2つ目でございますけれども、ドラメクチンを有効成分とする製造用原体、それから牛、豚の注射剤デクトマックスでございます。駆虫剤でございます。

主成分はドラメクチンということで、用法、用量は牛、豚それぞれに頸部筋肉内または頸部皮下に注射をするというものでございます。

効能、効果は牛、豚の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除というものでございます。

休薬期間は、食用に供するためと殺する前、牛が70日間、豚が60日間の休薬期間が設定されております。

これにつきましても、再評価調査会及び動物用医薬品等部会は既に審議は終了しております。特に問題はないということになっております。

3つ目がフロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤及び豚の注射剤でございます。合成抗菌剤でございます。

主成分はフロルフェニコール。

対象動物は牛、豚ということであります。

裏にまいりまして、用法、用量は1日1回体重1 kg 当たり牛が10 mg を2から3日間。豚が5 mg を1から5日間筋肉内に注射するというものでございます。

効能、効果は牛は細菌性肺炎、豚は胸膜肺炎ということになっております。

休薬期間につきましては、豚のフロロコール 100 注射液の方が食用に供するため、と殺する前 21 日間、牛が 30 日間ということになっております。

これらにつきましても再評価調査会及び動物用医薬品等部会の審議は終了し、問題はないという結論が得られております。

評価のほど、よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御質問、意見ございましたらどうぞ。

○寺尾委員 1 番目のものの③のところで、代謝性オイルとおっしゃいましたね。これは、一体どういうものなのでしょうか。

○境薬事・飼料安全室長 アジュバントには、代謝性オイルに相對するものとして鉱物性のオイルがありまして、恐らく代謝性オイルですが、生物由来の代謝可能なオイルということだと思います。

○寺田委員長 ほかにございますか。

ちょっと仕組みのことで申し訳ないんですけども、農林水産省の部会では既に審査は終わったとおっしゃいましたね。そうすると、ここへ来るのは審査が終わっているのに何のために来るわけですか。

○境薬事・飼料安全室長 諮問書の、先ほどの資料 1 - 1 の 2 ページ目でございますように、動物用医薬品の場合には、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号の規定に基づきまして、新たに承認をする場合、それから再審査を行う場合、再評価を行う場合、使用規制対象の動物種を変更する場合、人体用医薬品を使用規制対象にする場合、これらにつきましては食品安全委員会の御意見を聞くということが法的に規定されております。

したがいまして、動物用医薬品としての対象動物に対する安全性、有効性は再審査の中で評価されておるわけですけども、人の食品への健康影響評価ということで法律に基づきまして、諮問させていただいております。

○寺田委員長 もう評価をされているというのは、動物に対することに関して評価をされているということでありまして。みんな知っておられるのに、私だけ知らないんだ、申し訳ないです。

何かありますか。

それでは、本件につきましては動物用医薬品専門調査会で審査していただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして農薬ピリダリルにつきまして説明をお願いいたします。厚生労働省の中垣基準審査課長、どうぞよろしくお願い致します。

○中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。よろしくお願い致します。

資料１－３に基づいて御説明申し上げます。

まず最初に『２．「ピリダリル」の概要』の第３パラグラフ、「なお」から始まるパラグラフがございますけれども、この農薬ピリダリルにつきましては、昨年１月に食品安全委員会から食品健康影響評価の結果の通知をいただいておりますが、新たに大豆などへの適用拡大が申請されましたので、それらの作物に対する基準設定ということで、食品健康影響評価を改めてお願いするものでございます。

１の「経緯」のところでございますが、本年２月２４日付けで農林水産省から、今、申し上げたような適用拡大の申請があったという連絡がございましたので、その基準設定に当たりまして食品健康影響評価をお願いするところでございます。

内容でございますけれども、このピリダリルは殺虫剤でございます。現在、キャベツ、レタス、トマト、ねぎなどに登録があって使用されているところでございます。

また、食品衛生法に基づく基準も昨年７月に作成をしたところでございますが、今回新たに大豆、ブロッコリー、ミニトマト、とうがらしへの適用の拡大が申請されております。

国際的に見ますと、ＪＭＰＲ並びに国際基準は設定されておりましたが、韓国においては登録、使用がされておると聞いております。

３番の「今後の方向」でございますが、今回の食品健康影響評価結果を基に大豆等への基準の設定について、審議会でも検討をさせていただきたいと考えている次第でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして農薬専門調査会で審議させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取についてであります。香料３品目及び遺伝子組換え食品２品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報・意見募集の手続が終了しておりますので、事務局から説明をお願いいたし

ます。

○ 村上評価課長 それでは、まず香料 3 品目について御説明をさせていただきます。

資料 2 - 1、2 - 2、2 - 3 につきまして御説明をいたします。

今回お諮りをいたします 3 品目、2,3,5 - トリメチルピラジンというものとアミルアルコールというものとイソアミルアルコールという 3 品目につきましては、いずれも国際的に香料として汎用されている食品添加物でございます、通常の食品中にも香気成分含まれているような、天然にも存在しているような成分でございます。

一度御説明をしておりますので、簡単にそれぞれ御説明をさせていただきますが、資料 2 - 1 を 1 枚めくっていただきますと、真ん中辺りにトリメチルピラジンの構造式が出ております。これにつきましては、最初の「はじめに」のところにございますように、ローストナッツ様の加熱香気を有する成分ということでございまして、先ほど申しましたようにアメリカ、欧州等で広く使われているものでございます。

香料につきましてはもう既に何回か御説明しておりますように、構造あるいは生体内代謝等を勘案して、例えば、2 - 1 の資料ですと 4 ページ目に相当するところに、Decision Tree と申しますか、判断樹が書いてございます。黒く枠で囲ってあるところが本品の判断の筋道でございまして、結果として、クラス分類としてⅠ、Ⅱ、Ⅲと分かれていて、そのそれぞれのクラスにおいて推定摂取量がどの程度になるのか。また、どの程度であれば安全と考えてもいいかというようなことが、あらかじめ決められているわけであります。

トリメチルピラジンにつきましては、このような判断基準に基づいて判断した結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されているものでございます。

アミルアルコールについても同様でございまして、資料 2 - 2 を 1 枚めくっていただきますと、真ん中辺りに構造式が出ておりますが、比較的簡単な構造のものでございまして、フルーツ様の香気を有する香料でございます。果実等の食品に天然に含まれているということでございまして、これも国際的に汎用されているものでございます。

これも判断樹は 4 ページに相当するところに書いてございますが、このような判断の筋道に従って、クラス分類としてはⅠということになりまして、これも食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと判断されるということになっております。

3 番目のイソアミルアルコールでございしますが、これも 1 枚めくっていただきますと、真ん中辺りに構造式が出ておりますけれども、これはラム酒またはウイスキー様の香気を有する成分ということでありまして、これも天然にいろいろな食品に含まれているもので

ございます。

このものも国際的に汎用をされているということでございまして、ただ、このものについては判断樹に従って判断をしたところ、クラスⅠに相当する。安全であるというグループに属するものと考えられるわけですが、ただ、食品中に広く含まれているというようなこともありまして、３ページの評価結果のところを御覧いただきますと、イソアミルアルコールについて評価結果が出ておりますが、生体内において特段問題となる遺伝毒性はないと考えられる。本物質の想定される推定摂取量は、クラスⅠの摂取許容量を超える可能性があるが、安全マージンについて 90 日間反復投与試験の適切な安全マージン等を考慮して、幅広い食品にもともと存在する成分であって、食事から日常的に摂取しているものと考えられ、その摂取量は意図的に添加される本物質の摂取量よりかなり多いと想定されるという情報もあること。並びにヒトにおいて明確な代謝経路が存在しており、体内で速やかに生体成分と同一物質に代謝されることなどから総合的に判断し、イソアミルアルコールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価した、という専門調査会の御結論でございました。

この結論に基づきまして、食品安全委員会のお許しを得て意見・情報の募集をさせていただきましてけれども、これらの評価の案に対して特段の御意見ないし情報の提供はございませんでしたので、３品目とも３月 16 日付けで添加物専門調査会の座長から委員長あてに報告が、原案どおりということで提出されたものでございます。

よろしく御審議をお願いします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御質問あるいは御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの香料３品目につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えるということでよろしゅうございますね。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして遺伝子組換え食品２品目に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料２－４に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回お諮りいたしますのは、除草剤グリホサート耐性ワタ MON 88913 系統でございます。

本品につきましては、今までも除草剤グリホサート耐性を人為的に導入した栽培用の作物というのは、幾つか安全性の評価が終わっておりまして、本品につきましても、グリホ

サートという除草剤を普通の植物に投与いたしますと、植物の基本的な代謝経路の一部が阻害をして、酵素が働かなくなってしまうということで植物が枯れてしまうわけですが、グリホサートが存在しても、その阻害を受けないような酵素を発現する遺伝子に導入しておけば、グリホサートに対して感受性のない、グリホサートがまかれていても枯れることのない植物ができるという、そういう考え方で開発をされたものでございます。

導入をされる遺伝子につきましては、今まで導入されてきているものと同様の遺伝子が導入をされているということでございます。

食品健康影響評価につきましては、これは一度御説明をしていますので簡単に御説明をいたしますが、1つは既存のワタとどんなふうに変まっているのかと。

それから、次の4ページ以降では安全性評価の項目ごとの記述がされておりまして、利用目的が変わっていないか、宿主については既知のものか、有害生理活性物質等が生産されていないかというようなことがずっと評価をされているわけでございます。

例えば、8ページでございますが「組換え体に関する事項」のところでは、実際に挿入された遺伝子がどのような形で入っているのかということも、ある程度説明をされておりまして、この真ん中辺りに棒グラフみたいなものがありますが、その中の網かけで、改変 cp4 epsps と書いてあるところが、これがグリホサート耐性の酵素の構造遺伝子の部分でございます。こういうものが2個入っているということが確認をされているということで、導入をされた遺伝子がどのような形で入っているかということも、ある程度説明をされているというものでございます。

このようなことを議論いたしまして、専門調査会での御議論では11ページの「評価結果」のところでございますように、遺伝子組換えワタ（除草剤グリホサート耐性ワタ MON 88913 系統）については、遺伝子組換え食品の安全性評価基準に基づき評価をした結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断されたということになっているものでございます。

これにつきまして、意見・情報の募集をいたしましたところ、御意見が1通ではございますが6つの項目について御意見がございました。資料2 - 4の15ページからが、その御意見の内容でございます。

それぞれにつきまして少し解説をさせていただきますが、御意見の1つは、実質的同等性があるということで、各種毒性試験が免除をされているけれども、そういう試験をきちんとやるべきではないかというような御意見でございまして、これにつきましては、実質的同等性の考え方、こういうような遺伝子組換え食品の安全性評価基準において、実質的

同等性ということを前提として評価が行われる。すなわち組換え食品と既存の食品との間でどのような差があるのかということを基に慎重に審査が行われた結果として、これらの毒性試験を行うまでもない、という判断になったものであるということをお答えとして用意しております。

2 番目の御指摘でございますが、実質的同等性を根拠に安全性評価をしているけれども、意図しない変化が起こっている可能性は排除できないのではないかなというような御指摘でございますけれども、本品の安全性評価については宿主に挿入された遺伝子の構造が調べられておりまして、意図しない有害タンパク質ができるという可能性はないということが判断をされるということで、このような御心配はないだろうというお答えになっております。

次でございますが、16 ページにございますけれども、組換え体と非組換え体に組換えたん白質以外の差がなかったかどうかということ、第三者機関における追試で再現性の実験をするべきだという御意見でございますけれども、これにつきましては、既存の文献ないしは今までに分析等を、本品について組換えにより新たに産生されたタンパク質以外の成分についても分析を行っていて、実際に非組換え体と組換え体との間で統計学的に有意差は認められなかったということが確認されているということでございまして、勿論、試験の信頼性につきましても専門調査会において審査を行って、評価ができるという前提の下に評価が行われたものだという御説明をしております。

次は、申請者の主張に反して意図しない変化が確認された場合には、回収費用賠償を行うことを明記することが必要だという御意見でございますけれども、食品安全委員会としては報告書に事実との相違や、また安全に関わる新たな知見が明らかとなった場合には、必要に応じて再度安全性評価を行うということになるだろうということでございまして、少なくとも現時点においては、このような問題はなかったということで、評価が行われたということを説明しております。

次の御指摘でございますが、既知アレルゲンとの相同性がないということを確認しているわけでございますけれども、摂取でアレルギー反応が起こることが新たにわかった場合、改めて新たに安全性試験を行うということを明記すべきだという御指摘でございますけれども、少なくとも現時点においては、このようなアレルギー反応が起こるというようなことはないということで評価が行われたわけでございますが、新たな科学的知見があった場合には、必要に応じて新しい知見を基に再度安全性評価を行うということは、これは当然のことでございますので、そのようにお答えを用意しております。

いずれにしても評価結果につきましては、リスク管理機関において適切に管理が行われることになるだろうということでありまして、安全性について特段の問題が起きるということはないだろうという御意見でございました。

統計的有意差が出なかったと記述されている項目について、数値が明記されていないので検証のしようがないので、実験データを公開して第三者がデータについて正当に評価できるようにする必要があるというような御意見でございますが、今回本品目について御意見をいたしました報告書につきましては、記述はされておられませんけれども、このような数値につきましては審査に用いられた資料の中で、概要の中で書き込まれておりますので、その部分については、申請者の知的財産に関する部分はカバーされますけれども、それ以外の部分は食品安全委員会において閲覧できるということでございますので、この点についても問題はないという判断になったものでございます。

以上のようなことによりまして、このような御意見がございましたけれども、もともとの評価の内容を変更する必要はないということになりまして、評価の結論といたしましては、この遺伝子組換えワタMON88913 系統については、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断をしたということで、最終的なとりまとめがされたものでございます。

ただし、これはコメントがあったこととは全く関係ないんですが、我が国において御意見・情報の募集をしている間に米国において本品について認可がおりたということがございまして、当初は10ページの「諸外国における認可、食用等に関する事項」のところ、アメリカの食品医薬品局に食品及び飼料としての申請が行われているとなっておりますが、このあとに2005年3月15日にFDAによって認可されたという一文を事実関係ということで書き込みをさせていただきまして、最終的な御報告とさせていただきたいということでございまして、ちょっとこの文面に書き込むいとまがなかったものですから、大変申し訳ございませんけれども、そのようにさせていただきたいということでございます。

あともう一つは、除草剤グリホサート耐性ワタMON88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ15985 系統をかけ合わせた品種についてのことでございますが、これは17ページ以降でございますけれども、19ページに審議結果ということが出ておりますけれども、これは亜種レベル以上の交配ではないということで、掛け合わせの評価の考え方に従って評価をした結果、その安全性に問題はないと判断されるという御結論になっております。

以上、簡単でございますが内容について御説明をいたしました。よろしく御審議をお願いします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなかた質問あるいは御意見ございますか。

これ、ワタとは油をとるんですね。

○村上評価課長　そうです。御説明しなくて申し訳なかったんですが、これは綿実油をとるために使われるというものでございます。

○寺田委員長　よろしゅうございますか。どうぞ。

○小泉委員　米国において認可されたという項目を今、入れられましたけれども、日本と同じような評価だったのでしょうか。

○村上評価課長　日本と同じ結果といいますか、食用及び飼料として使ってもよろしいという結果でございまして、勿論ドキュメントを詳しく見ておりませんので、細かいところがどのような書き振りになっているかわかりませんが、基本的によろしいという了解ですから、我が国の評価と同じものだろうと考えております。

○寺田委員長　よろしゅうございますか。

こういうグリホサート耐性のものが3つか4つぐらいの遺伝子組換えで長いこと使われていたわけでございますね。こういうのはその間に、コピーナンバーは変わらないものなのですか。何かグリホサートでずっとかってあって、そこで選択が起きて、例えばコピーナンバーが増えるとか、そういう仕組みは入れるときにいれてあるんですか。

○寺尾委員　いや、ずっと変わらないかどうかというのはちょっとわかりませんが、少なくとも数世代にわたってはちゃんと遺伝子のコピー数なども変わらないし、遺伝子そのものの変異もないというような安定性について確認してございます。

○寺田委員長　動物なんかだったら、何かの薬あるいは抗生物質や抗がん剤でかかっていると、抵抗性の細胞をどんどん増やして、あっという間に抵抗性の遺伝子は増えますね。だから、植物は違うのか、あるいはいわゆる遺伝子に何か仕組みがあるのかな。ここを見ても1コピーとか2コピーと書いてございますね。随分安定しているという感じです。

○寺尾委員　遺伝子の安定性というのは調べてありますから、大丈夫だと思います。

○寺田委員長　それでは、遺伝子組換え食品2品目につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ワタMON88913系統については遺伝子組換え食品種子植物の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断される。

また、ワタMON88913系統と15985系統を掛け合わせた品種については、遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方に基づき、安全性の確認を必要とするものではなく、その安全性に問題ないと判断されるということでよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

そのほかに、次はその他として何か議事ございますか。

- 小木津総務課長 特にございません。
- 寺田委員長 よろしゅうございますか。

それでは、本日のすべての議事は終了いたしました。

委員の皆様方から特別な発言はございませんね。ちょっと早いんですが、食品安全委員会第 86 回の会合を閉会いたします。

次の委員会の会合につきましては、3 月 24 日木曜日 14 時から開催いたします。

また、23 日水曜日 10 時から添加物専門調査会が公開で、24 日木曜日 10 時から動物用医薬品専門調査会が公開で、それぞれ開催を予定いたしていますので、お知らせいたします。どうもありがとうございました。